

子仁康節會也

〔増鏡十五時雨〕元弘元年略中かゝるにつけては、一御どうのみいまはわくかたなくさだまり給

ふべきかと、世の人も思ひきこゆる程に、龜山院の御ながれのたゆべきにはあらずとにや、先

坊良の一宮仁康を太子にたてまつる、御めのとの雅藤の宰相の、法性寺の家に渡らせ給へ

るを、土御門高倉の先坊の御跡へ入たてまつりて、十一月八日に坊にさだまり給ふ、今は思た

えぬる心ちしつるにいとめでたし、松が浦島に年へ給ひぬる入道の宮も、御おやの心ちにて

おはしますべければ、太上天皇になすらへて、崇明門院妃邦真と聞ゆ、

〔歴代皇紀光嚴〕皇太子康仁親王、元弘元年十一月八日立九月二十五日立親王二年五月廢之、

〔續史愚抄後醍醐〕元弘三年五月十七日己酉、於伯耆船上行宮詔曰、宜廢新帝光嚴院皇位、及康仁親王

皇太子位、

〔歴代皇紀後醍醐〕皇太子恒良親王、當今皇子、母准三宮藤廉子、元弘四年十一月廿四立、延元元年十月

十三日、爲義貞北國沒落、

〔南方紀傳〕南朝廷元四年北朝曆應二年四月十三日、恒良親王薨逝十五歲

○按ズルニ、恒良親王ノ北國ニ行啓アリシ後、光明天皇ハ成良親王ヲ太子ト定メ給ヒシカバ、

恒良親王ハ自ラ廢セラレシモノニテ、神皇正統記後醍醐天皇ノ條ニ、八月三年建武三年に至るまで

度々合戦有しかば、官軍すゝまず、依て都には、元弘の時の僞主光嚴の御弟に、三の御子豊仁光

明と申けるを位につけ奉る、十月の頃にや主上都に出させ給ふ、いとあさましかりし事なれ

ど、また行末をおぼしめす道ありしにこそ、東宮良恒は北國に行啓あり、左衛門督實世卿以下

の人々、左中將義貞朝臣をはじめめて、さるべき兵もあまたつかうまつりけり、主上をば尊號の

儀にてましゝき、御心をやすめ奉んためにや、成良親王を東宮にすゑ奉る、ト見エタリ、